

パソコン出張サポート「まごの手」会員規約 法人向けサービス

第1章 総則

第1条（会員規約）

本規約は株式会社エンジニアリング中部、株式会社メディアウェーブ（以下「弊社」といいます）が提供するパソコン出張サポート「まごの手」法人向けサービス（以下「まごの手」といいます）を本規約5条所定の会員（以下「会員」といいます）が利用するについての一切に適用します。

第2条（本規約の範囲）

弊社が会員に対して発表する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条（本規約の変更）

1. 弊社は会員の了承を得ることなく本規約を変更できるものとし、会員は、これを承諾します。サービスの提供条件は、変更後の会員規約を提供するものとします。
2. 変更後の会員規約は、会員に第4条所定の方法により、通知後1ヶ月経過と同時に効力を生じるものとします。

第4条（会員への通知）

1. 弊社は、弊社が適当と判断する方法により、会員に対し随時必要な事項を通知します。
2. 前項の通知内容は、会員に通知した時点より効力を生ずるものとします。
3. 通知の方法は、指定のウェブページにて通知いたします。

第2章 会員

第5条（会員）

1. 会員とは弊社が提供する「まごの手」への入会を弊社に申し込み、弊社がこれを承認したものを言います。
2. 会員は弊社が入会を承認した時点で、この会員規約の内容を承認しているものとみなします。

第6条（入会の承認）

弊社は、別途定める方法にて入会を受け付け「まごの手」申し込みにかかる費用の入金をもってこれを承認するものとします。

第7条（入会の不承認・承認の取り消し）

1. 弊社は、入会申し込みをしたものが以下の何れかの項目に該当することが分かった場合、入会の不承認、もしくは、承認の取り消しをすることがあります。

（1）入会申し込みの際の記入事項に不明瞭、虚偽が存在した場合

（2）その他、弊社が会員とすることを不適当と判断した場合

2. 前項により、弊社が不承認又は、承認の取り消しまでの間に該当入会申込者、もしくは、会員がサービスを利用したことにより発生する利用料その他の債務は、当該入会申込者、もしくは、当該会員の負担とし、当該入会申込者、もしくは、当該会員は第3章の規定に準じて当該債務を履行するものとしします。

第8条（譲渡の禁止）

弊社が定めた場合を除き、会員は、会員として有する権利を第三者へ譲渡したり使用させたり、売買、名義変更、質権の設定、その他の担保に供するなどの行為は出来ないものとしします。

第9条（変更の届出）

1. 会員は、住所など弊社への届出内容に変更があった場合、速やかに弊社に変更の届出をするものとしします。
2. 前項、届出が無かったことで、会員が不利益を被ったとしても、弊社は一切その責任を負いません。

第10条（除名処分）

1. 会員が以下の何れかの項目に該当する場合、弊社は当該会員に事前に通知することなく除名処分とし、「まごの手」のサービス提供を中止できるものとしします。

（1）入会時に虚偽の申告をした場合

（2）サービスの利用料金など、その他の債務の履行を遅延、もしくは、支払いを拒否した場合

（3）本規約の何れかに違反した場合

（4）弊社の名誉を著しく毀損した場合

（5）弊社が会員として不適当と判断した場合

2. 前項に該当し除名処分となった会員は、サービス提供の期限の利益を喪失し、弊社に対して負担する債務の一切を一括して履行するものとします。

第11条（退会）

1. 会員は、1年を経過して脱会する場合は書面をもって2ヶ月前までに通知しなければならないものとします。
2. 会員が退会した場合は、すでに領収している入会申し込み時の費用の払い戻しなどは一切行いません。
3. 本条による退会の場合、当該時点にて発生している利用料、その他の債務の履行は前条第2項に基づきなされるものとします。

第12条（サービス提供の中断）

1. 弊社は以下の何れかの事由が生じた場合には、会員に事前通知することなく一時的に「まごの手」のサービスを中断することが出来ます。
 - （1）火災、停電などによりサービスの提供が出来ない場合
 - （2）地震、天候などの天災によりサービスの提供が出来ない場合
2. 弊社は、前項各号の何れか、もしくは、その他の事由によりサービスの遅延中断が発生したとしても、これに起因する会員が被った損害について、損害賠償の請求を免れるものとします。

第3章 利用料金など

第13条（弊社の利用料金）

サービスの利用料金、算定方法などは、弊社が別途定めるものとします。

第14条（最低利用期間）

1. 「まごの手」の利用に関する最低利用期間は12ヶ月とし、その起算日は利用ができることを弊社が会員に通知した日とします。
2. 前項最低利用期間中に解約を申し出ても、法律に別段の定めがある場合を除いて、会員は残期間の利用料金を支払うものとします。

第15条（決済手段）

会員は、利用料その他債務を弊社が指定する銀行口座の引落処理により支払うものとします。

第16条（決済）

1. 弊社は、「まごの手」登録料と初回分を1回目で支払い、その他2回目以降は毎月支払うものとしします。
2. 弊社は、サービス利用料金にかかる消費税相当額を会員に請求するものとしします。

第4章 その他

第17条（専属的合意管轄裁判所）

弊社と会員の間で訴訟の必要が生じた場合、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。